

いわゆる屋根貸しにおける電気主任技術者の兼任について(通知)

平成24年6月29日

経済産業省原子力安全・保安院

電力安全課

住宅等の屋根に住宅所有者とは異なる設置者が太陽電池発電設備を設置する場合(以下「屋根貸し」という。)にあつては、当該設備が出力50キロワット未満であっても事業用電気工作物となる場合があるが、この場合における電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第3項の規定に基づく電気主任技術者の兼任の承認にあつては、下記のとおり対応されたい。

記

主任技術制度の解釈及び運用(内規)(平成17・03・22 原院第1号)の4.(1)なお書きの規定に関しては、審査にあつて「特に慎重を期する」場合のうち「兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合」ではなく、「兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合」を参考に審査を行うこと。

以上